明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（三六四）　二

〔省　令〕

○割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境八）　二

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務五一五、五一六）　二

○日本国に帰化を許可する件（同五一七）　三

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務三五五）　三

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を追加する件（同三五六）　四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（厚生労働四二五）　四

○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件（同四二六）　五

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二二一）　五

○割当量口座簿の運営等に関する省令第五条第三項に規定する環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日を定める件（経済産業・環境一六）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇六二）　六

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一二四）　六

○道路に関する件（東北地方整備局一六四～一六八）　七

○都市計画に関する件（北陸地方整備局一一五～一一七）　七

○都市計画に関する件（北海道開発局一六六）　七

〔人事異動〕

内閣府　環境省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、国営土地改良事業計画（長沼・津別・三方原用水二期・駅館川）関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

警察共済組合定款の一部変更、厚生年金基金変更関係　二九

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第三六四号）（国土交通省）

1　公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すこととした。（第一条関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。